

## 国内酪農の経営存続を求める意見書

長引くコロナ禍により、牛乳乳製品の需要が回復せず、生乳需給は緩和が続き深刻化している。乳製品の在庫は生産者からの拋出金を活用した対策などで減少傾向にあるものの、脱脂粉乳の在庫は依然として高水準にあり、需給改善に向けて北海道の生産者は今年度より減産に取り組んでいるが、次年度も更なる減産が求められている。また、指定生乳生産者団体では飲用向等乳価や乳製品向乳価の引き上げを行うことが決定し、明るい兆しはあるものの、商品の値上げによる消費減退により、更なる需給悪化も懸念されている。

さらに、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化などにより、生乳生産に必要な不可欠な資材の価格高騰や初生牛等の個体販売価格の暴落など、酪農経営を取り巻く環境は日々厳しさを増しており、このままでは生産者が離農を余儀なくされることが危惧されていることから、早急な需給改善や生産コスト増加分の適正な価格転嫁が必要となっている。

こうした情勢を踏まえ、国は様々な対策を講じているが、生産者が減産に取り組む一方、毎年 13 万 7,000 トンの乳製品をカレント・アクセスにより輸入していることは、整合性が取れていないと言わざるを得ない。

については、過去に例を見ないこの緊急事態を乗り越え、今後も営農出来るよう、下記内容を要望する。

### 記

- 1 牛乳乳製品等の消費拡大対策の一層の強化や新たな需要の創出などを行うとともに、乳製品の輸入枠の見直しを行い、需給改善に向けた一刻も早い対策を講ずること。
- 2 酪農経営の安定に向け、生産費の高騰に見合う加工原料乳生産者補給金の引き上げや、配合飼料価格安定制度の着実な実施のための国による基金の積み上げなどを行うとともに、流通・販売業者や消費者への理解醸成を図り、経費高騰による酪農畜産物の適正な価格形成が可能な環境を早急に整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 28 日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 あて